

# 相続手続きに関するご案内【お客様用】

故人さまの生前のご愛顧に感謝申し上げますとともに、ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、ご預金等の相続手続きにつきまして、以下のとおりご案内させていただきます。

## ●相続のお手続きの流れ

### 1. お手続きのお申出

当金庫のお取引店窓口へお申出ください。お取引の内容、相続のケースに応じて具体的な手続き方法をご案内いたします。

### 2. 必要書類のご準備

ご用意いただく書類は原本をご用意ください(発行後6ヶ月以内のもの)。なお、原本の返却を希望される場合はお申し出ください。写しを取らせていただき原本をお返しいたします。

### 3. 必要書類のご提出

お取引店に相続手続き書類をご提出ください。

### 4. 払戻し等のお手続き

すべての相続手続き書類をご提出いただいた後、払戻しの手続きをさせていただきます。払戻しは原則として相続人さまの指定口座へお振込みいたします。

## ●ご用意いただく書類

相続の形態	提出していただく書類	書類入手先
全ての相続に共通	<input type="checkbox"/> ①「相続手続依頼書」(当金庫書式) ②ご住所は印鑑証明書記載のとおりご記入ください。	当金庫
	<input type="checkbox"/> ②被相続人の「戸(除)籍謄本(全部事項証明書)」 ③戸籍謄本は生まれてから亡くなる(除籍)まで連続しているものをご提出ください。	本籍所在地の市区町村役場
	<input type="checkbox"/> ③相続人の「戸籍謄本(全部事項証明書)」 亡くなられた方の戸籍謄本によって、相続人であることが確認できる場合は不要です。 ④相続人が兄弟姉妹の場合、亡くなられた方のご両親の生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍(除籍)謄本をご用意ください。 代襲相続される場合は、その方の戸籍謄本(兄弟姉妹の代襲含む)及び既に亡くなられている法定相続人の方の戸籍謄本をご用意ください。	
	<input type="checkbox"/> ④法務局発行「法定相続情報一覧図の写し」(原本)をご提出される場合は、原則②③不要です。	法務局

全ての相続 に共通	<input type="checkbox"/> ⑤相続人(全員)の印鑑証明書	市区町 村役場
	<input type="checkbox"/> ⑥お取引関係書類(通帳、証書、キャッシュカード、出資 証券、未使用小切手・手形用紙、貸金庫鍵等)	お客様
	<input type="checkbox"/> ⑦代表して預金等を相続される方で以下のもの ・実印 ・普通預金通帳(当金庫とお取引がある場合) ・本人確認書類(顔写真入りの公的証明書)	お客様
遺言書によ る場合	<input type="checkbox"/> ⑧遺言書 ・「公正証書遺言」 ・「自筆証書遺言」(家庭裁判所検認済)	お客様 (裁判所)
	<input type="checkbox"/> ⑨遺言執行者の印鑑証明書・実印	市区町 村役場
遺産分割協 議による場 合	<input type="checkbox"/> ⑩遺産分割協議書(遺産分割協議証明書) ⑪相続人全員の署名・捺印(実印)があり、署名者全員 の印鑑証明書(原本)の添付があるものをご提出くだ さい。	お客様

●ご注意・ご相談いただきたい点について

1. 相続人の方に未成年者の方や相続を放棄されている方がいる場合
2. 相続人の方が被成年後見人等の場合
3. 裁判所の調停・審判による場合
4. 葬儀費用として相続手続き前に払い戻しが必要な場合
5. 貸金庫のご利用契約がある場合
6. 相続人の中に外国籍の方または外国にお住まいの方がいる場合

※必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。詳しくはお取引店にお問い合わせください。

※すべての書類をご提出いただいてからお手続きが終了するまでは、1週間程度を目安としております。なお、事情により前後する場合がございますのでご了承ください。